

## 先進医療として行われる不育症検査費助成事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、先進医療に位置づけられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的負担の軽減と、不育症のリスク因子の早期発見を目的とする。

### (対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 既往流死産回数が2回以上の者
- (2) 申請日において千葉市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。

### (助成の対象となる検査等)

第3条 対象となる検査は、次の各号に掲げる検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）を対象とする。

- (1) 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産绒毛・胎児組織染色体検査）（令和4年1月30日厚生労働省告示第340号）
- (2) 抗ネオセルフβ2グリコプロテインI複合体抗体検査（令和7年5月30日厚生労働省告示第167号）

2 他の地方公共団体からこの要綱に基づく助成と同趣旨の助成を既に受けている場合は、この要綱に基づく助成を受けたものとみなして、助成の対象外とする。

### (助成の額)

第4条 この事業の助成対象となる費用は、第2条に定める対象者が前条に定める検査の受検に要した費用とし、1回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）を助成する。ただし、6万円を上限とする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、原則として、検査が終了した日の属する年度内に先進医療として行われる不育症検査費助成申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 先進医療として行われる不育症検査費助成検査受検証明書（様式第2号）
- (2) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

#### (助成の決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、先進医療として行われる不育症検査費助成承認決定通知書（様式第3号）又は先進医療として行われる不育症検査費助成不承認決定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成することと決定した者に対しては、速やかに助成金を支払うものとする。

#### (助成決定の取り消し等)

- 第7条 市長は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を受けたものがあると認めたときは、その者への、助成の決定を取り消し、既に受けた助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、先進医療として行われる不育症検査費助成事業交付決定取消通知書兼助成金返還命令書（様式第6号）により、通知するものとする。

#### (広報・相談・支援体制)

- 第8条 市長は、不育症検査・治療に携わる保険医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求め効率的な運営を図るものとする。
- 2 市長は、助成を受けようとする者が本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めるものとする。
- 3 市長は、不妊・不育専門相談センターにおいて、不育症に対する支援を行うとともに、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めるものとする。

#### (実績・成果の把握)

- 第9条 市長は、助成を受けようとする者に対し、先進医療として行われる不育症検査費助成検査受検証明書（様式第2号）に記載された検査結果等について、個人が特定されない形で国に提出し、国が集約・分析等を行い、施策の検討に活用することをあらかじめ説明すること。
- 2 市長は、年度ごとに、申請者から提出のあった上記項目を記載した、国が定める不育症検査結果総括表を作成し、別に定める期日までにこども家庭庁に提出するものとする。

#### (実施医療機関)

- 第10条 実施医療機関は、保険適用されている不育症に関する治療・検査を保険医療機関として実施し、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている医療機関とする。

- 2 市長は、先進医療として行われる不育症検査を実施する管内の保険医療機関を、厚生労働省地方厚生局のホームページの確認及び地方厚生局への問い合わせにより、把握するものとする。

(その他)

第11条 市長は、助成の状況を明確にするため、必要に応じて、先進医療として行われる不育症検査費用助成事業台帳（様式第5号）を備え付け、助成の状況を把握するものとする。

- 2 本事業の申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする者の心理及びプライバシーに十分配慮すること。ならびに本事業により知りえた個人の情報は、本事業の目的以外に使用してはならない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、先進医療として行われる不育症検査費用助成事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、同年4月1日以後実施された先進医療として告示されている不育症検査の助成について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行し、令和4年12月1日以後実施された先進医療として行われる不育症検査の助成について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月24日から施行し、同年6月1日以後実施された先進医療として行われる不育症検査の助成について適用する。
- 2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。